医の倫理綱領

日本医師会

医学および医療は、病める人の治療はもとより、人びとの健康の維持増進、 さらには治療困難な人を支える医療、苦痛を和らげる緩和医療をも包含する。 医師は責任の重大性を認識し、人類愛を基にすべての人に奉仕するものである。

- 1. 医師は生涯学習の精神を保ち、つねに医学の知識と技術の習得に努めるとともに、 その進歩・発展に尽くす。
- 2. 医師は自らの職業の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるように心掛ける。
- 3. 医師は医療を受ける人びとの人格を尊重し、やさしい心で接するとともに、医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める。
- 4. 医師は互いに尊敬し、医療関係者と協力して医療に尽くす。
- 5. 医師は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範の 遵守および法秩序の形成に努める。
- 6. 医師は医業にあたって営利を目的としない。





日本医師会綱領

- 日本医師会は、医師としての高い倫理観と使命感を礎に、人間の尊厳が大切にされる社会の実現を目指します。
- 1. 日本医師会は、国民の生涯にわたる健康で文化的な明るい生活を支えます。
- 2. 日本医師会は、国民とともに、安全・安心な医療提供体制を築きます。
- 3. 日本医師会は、医学・医療の発展と質の向上に寄与します。
- 4. 日本医師会は、国民の連帯と支え合いに基づく国民皆保険制度を守ります。

以上、誠実に実行することを約束します。





